木質バイオマスエネルギーの
利用推進について

令和７年７月17日

林野庁
木材利用課　監査官　齋藤　綾

本日の内容

Ⅰ　木質バイオマスエネルギーの利用推進について

Ⅱ　生物多様性を高める林業経営と木材利用
（令和６年度 森林・林業白書より）

森林資源の現状

■ 国土の３分の２は森林

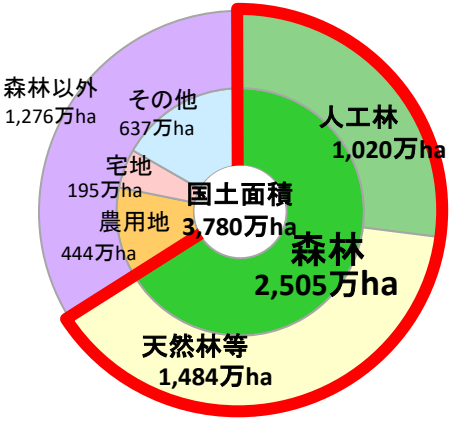

資料：林野庁「森林資源の現況」（平成29年3月31日現在）
注：計の不一致は、四捨五入による。

■ 森林蓄積の推移

近年、毎年約６千万m³増加

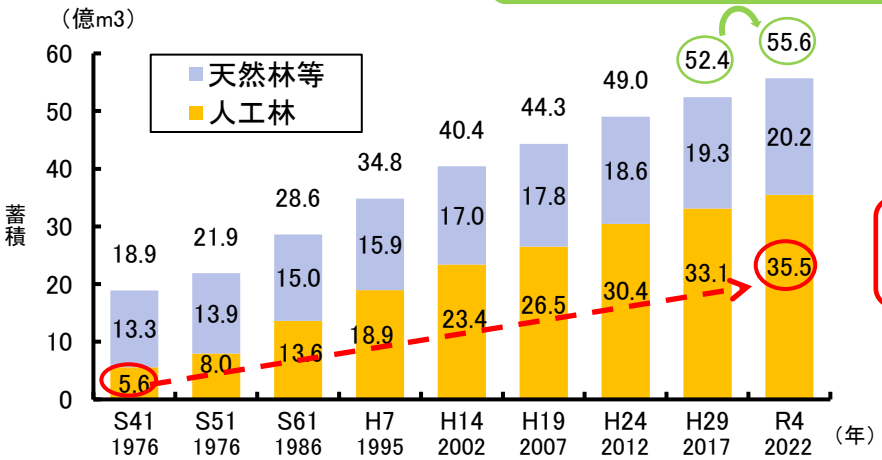

55年で約６倍

資料：林野庁「森林資源の現況」（各年の3月31日現在の数値）
注：総数と内訳の計の不一致は、単位未満の四捨五入による。

■ 人工林の林齢別面積

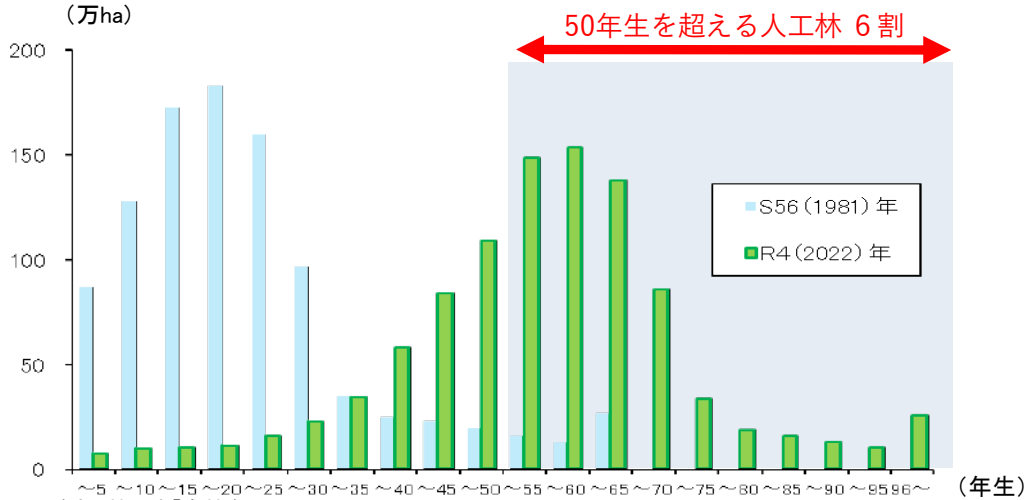

資料：林野庁「森林資源の現況」
注：S56年は61年生以上をまとめて集計。

■ 世界との比較

▶ OECD加盟国森林率上位10カ国

順位	国	森林面積	森林率
1	フィンランド	22,409	73.7
2	スウェーデン	27,980	68.7
3	日本	24,935	68.4
4	韓国	6,287	64.5
5	スロベニア	1,238	61.5
6	コスタリカ	3,035	59.4
7	エストニア	2,438	56.1
8	ラトビア	3,411	54.9
9	コロンビア	59,142	53.3
10	オーストリア	3,899	47.3

資料：FAO「世界森林資源評価2020」を元に林野庁作成。
森林・人工林面積の単位は千ha、森林率は%。

森林の多面的機能

- 森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材等の林産物供給などの多面的機能を有しており、その発揮を通じて国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」。
- 国民が森林に期待する働きは、温暖化防止、災害防止、水源の涵養などといった公益的機能が上位。

■ 森林の有する多面的機能

森林の多面的機能は、一部の貨幣評価できるものだけでも年間70兆円。

土砂災害防止／土壌保全
- 表面侵食防止【28.3兆円】
- 表層崩壊防止【 8.4兆円】等

水源涵養
- 洪水緩和　【6.5兆円】
- 水資源貯留【8.7兆円】
- 水質浄化　【14.6兆円】 等

保健・レクリエーション
- 保養【2.3兆円】
- 行楽、スポーツ、療養

地球環境保全
- 二酸化炭素吸収 【1.2兆円】
- 化石燃料代替エネルギー【0.2兆円】

物質生産
- 木材（建築材、燃料材等）
- 食料（きのこ、山菜等）　等

生物多様性保全
- 遺伝子保全　・生物種保全
- 生態系保全

快適環境形成
- 気候緩和　　・大気浄化
- 快適生活環境形成

文化
- 景観、風致　・教育　・宗教、祭礼
- 芸術　・伝統文化　・地域の多様性

資料：日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的機能の評価について」及び同関連付属資料（平成13年11月）
注：【 】内の金額は、森林の多面的機能のうち、物理的な機能を中心に貨幣評価が可能な一部の機能について評価（年間）したもの。
いずれの評価方法も、一定の仮定の範囲においての数字であり、その適用に当たっては注意が必要。

▸ 森林の国土保全機能（流出土砂量の比較）

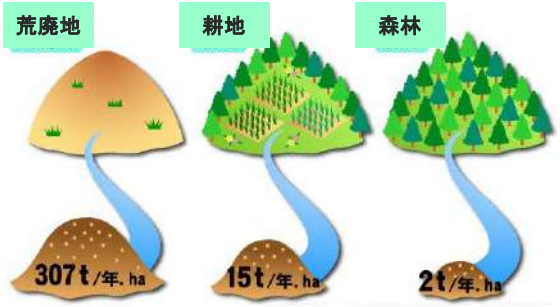

※資料：丸山岩三「森林水文」実践林業大学（1970）

▸ 森林の水源涵養機能（水資源貯留機能の比較）

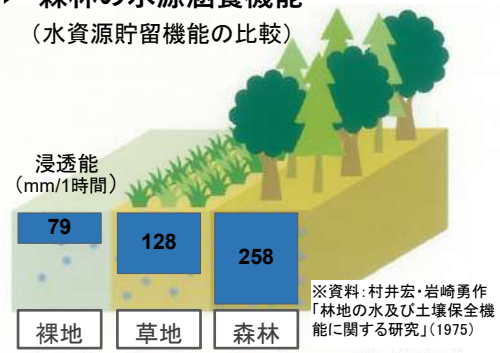

※資料：村井宏・岩崎勇作「林地の水及び土壌保全機能に関する研究」（1975）

■ 国民が期待する森林の働き

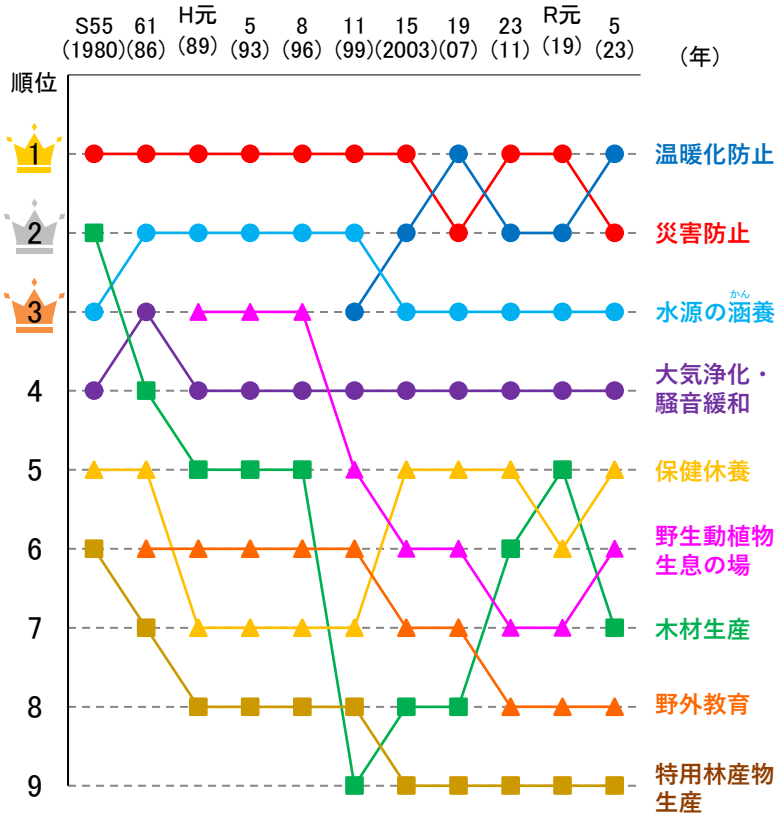

資料：総理府「森林・林業に関する世論調査」（昭和55年）、「みどりと木に関する世論調査」（昭和61年）、「森林とみどりに関する世論調査」（平成5年）、「森林と生活に関する世論調査」（平成11年）、内閣府「森林と生活に関する世論調査」（平成15年、平成19年、平成23年、令和元年、令和5年）
注1：回答は、選択肢の中から複数回答。
注2：選択肢は、特にない、わからない、その他を除いて記載。

森林資源の循環利用（伐って、使って、植えて、育てる）

◆ 人工林資源が充実する中、森林資源の循環利用（①主伐・収穫→②木材利用→③植栽・下刈→④間伐）により、林業の成長産業化・地方創生を推進。2050年カーボンニュートラルに貢献。

2050年カーボンニュートラルに貢献

地球にやさしい

- 吸収能力の高い若い森林の増加
- 木材利用による炭素の貯蔵効果、省エネ効果、化石燃料代替効果

→ 2050年カーボンニュートラルに貢献

地方・人にやさしい

- 林業活動を通じた雇用・経済効果 → 地方創生
- 木材利用 → 快適な空間の形成

森林にやさしい

- 適正な利用により放置されず森林の手入れが進む
  → 森林の多面的機能の発揮

木材の「適材適所」利用

- ◆ 一般的に、製材用原木は取引価格が高く、燃料用原木（木質バイオマス）は取引価格が安い。
- ◆ 地域の需要を考慮した適材適所で利用することにより収益を最大化させ、木材の循環利用を目指す。

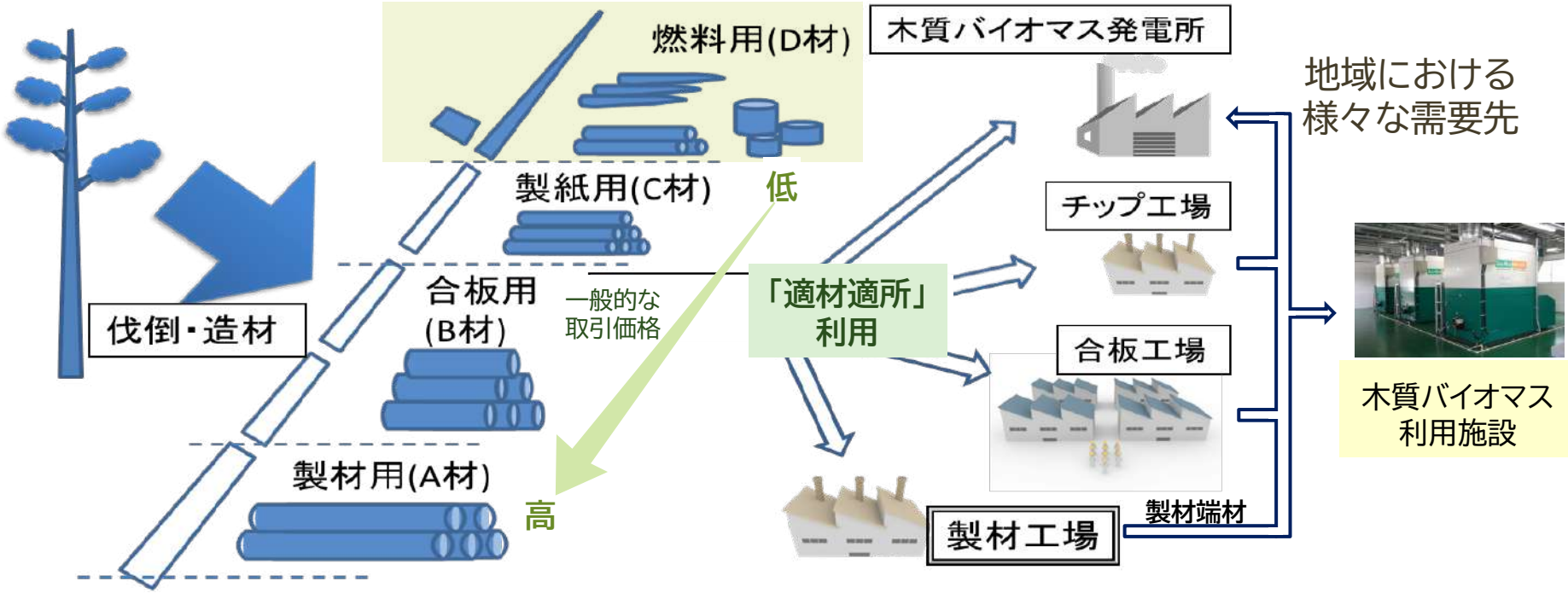

木質バイオマスとは

- ◆ バイオマスとは、生物資源(bio)の量(mass)を示す概念であり、「動植物に由来する有機物である資源(化石資源を除く)」。
- ◆ そのなかで、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」という。

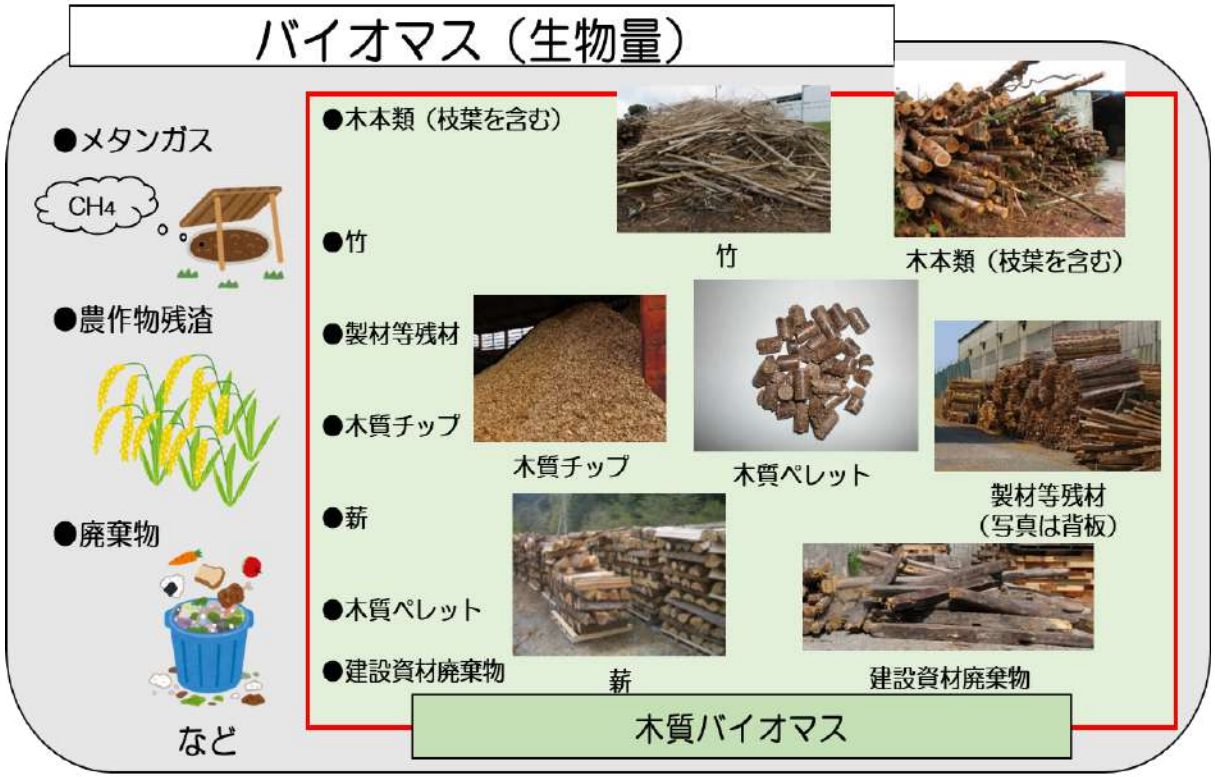

木質バイオマスは、
① 森林内で樹木の伐採や造材のときに発生する枝、葉などの林地残材
② 製材工場などから発生する樹皮や、背板、のこ屑など製材等残材
③ 街で発生する建築資材廃棄物や街路樹の剪定枝
など様々な種類がある。

森林・林業基本計画における位置付け

- 令和3年6月に策定した「森林・林業基本計画」では、森林を適正に管理して、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させ、2050カーボンニュートラルも見すえた豊かな社会経済を実現するという、「グリーン成長」を提示。
- 木質バイオマスのエネルギー利用については、森林資源の保続が担保された形で、地域内での熱電併給・熱利用等を推進し、林産物の供給及び利用の確保のほか化石燃料代替によるCO_2の排出削減にも貢献。

森林・林業基本計画（抄）（令和3年6月15日閣議決定）

第3　森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

3　林産物の供給及び利用に関する施策

（5）**木質バイオマスの利用**

ア　エネルギー利用

燃料材については、FIT制度開始以来、未利用材の有効活用と木材需要の下支えの役割を担い、再生可能エネルギーの普及に貢献してきた。他方、地域によっては、その需要が急激に増加し、既存需要者との競合、森林資源の持続的利用等への懸念が生じている。

このため、木質バイオマス発電事業の自立化と、燃料の供給元としての森林の持続可能性の確保を両立させるため、令和2年に、関係府省と関係事業者団体等で「林業・木質バイオマス発電の成長産業化に向けた研究会」を設置した。本研究会の報告書に基づく取組を推進すべく、次のとおり、再造林の確保など**森林資源の保続が担保された形での木質バイオマスの利用を図っていく。**

（ア）**未利用材活用やカスケード利用を基本としつつ、エネルギー変換効率の高い熱利用・熱電併給につき地域内での利用を推進する。**また、全木集材による枝条等の活用、未利用材の効率的な運搬収集システムの構築、燃料品質の向上などを通じて燃料材の安定供給を目指す。

（イ）（略）

注：「カスケード利用」とは、多段階での利用。木材を建材等の資材として利用した後、ボードや紙等の利用を経て、最終段階で燃料として利用することをいう。

燃料材の需要の増加

◆ FIT/FIP認定を受けた木質バイオマス発電所の増加等により、燃料材の利用量は年々増加。
◆ 国産材供給量の約3割は燃料材。

◇ 燃料材利用量の推移

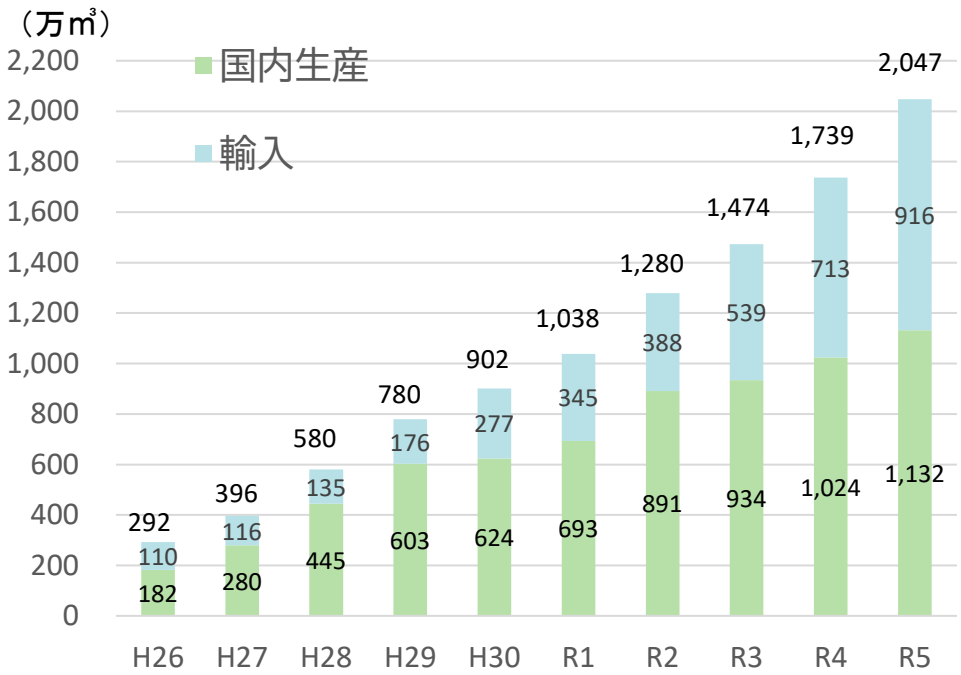

注1:「燃料材」とは、木炭用材、薪用材、燃料用チップ等用材
注2:四捨五入の関係で計が一致しないことがある
資料:林野庁「木材需給表」

◇ 国産材供給量の用途別内訳の推移

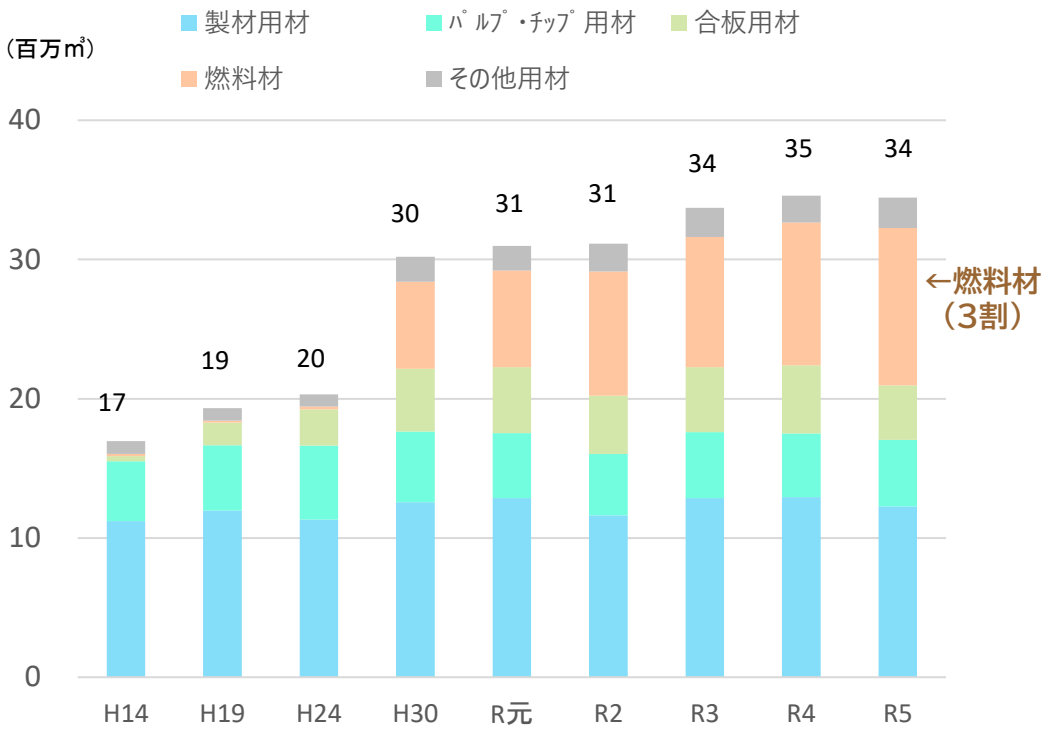

資料:林野庁「木材需給表」

FIT・FIP認定・導入状況

◆ 木質バイオマス発電施設について、全体としては、認定件数、導入件数（稼働件数）ともに増加。
◆ 特に、小規模な未利用木材区分（間伐材等由来、2,000kW未満）の認定件数の増加ペースが大きい。

木質バイオマス発電施設認定件数

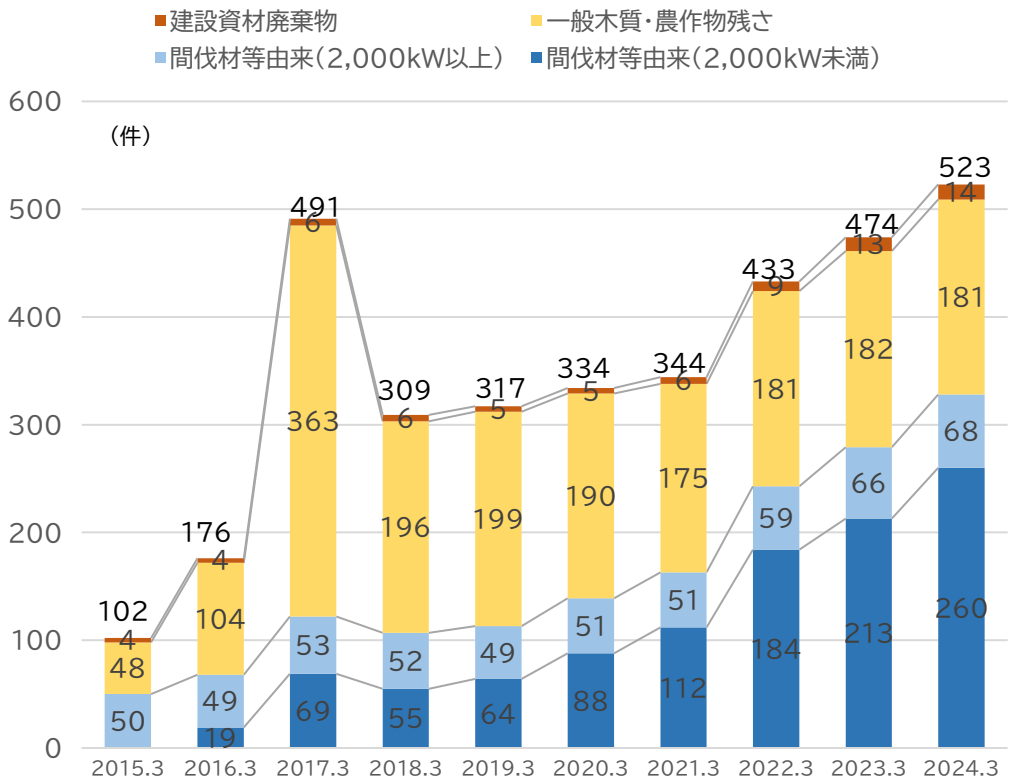

木質バイオマス発電施設導入件数

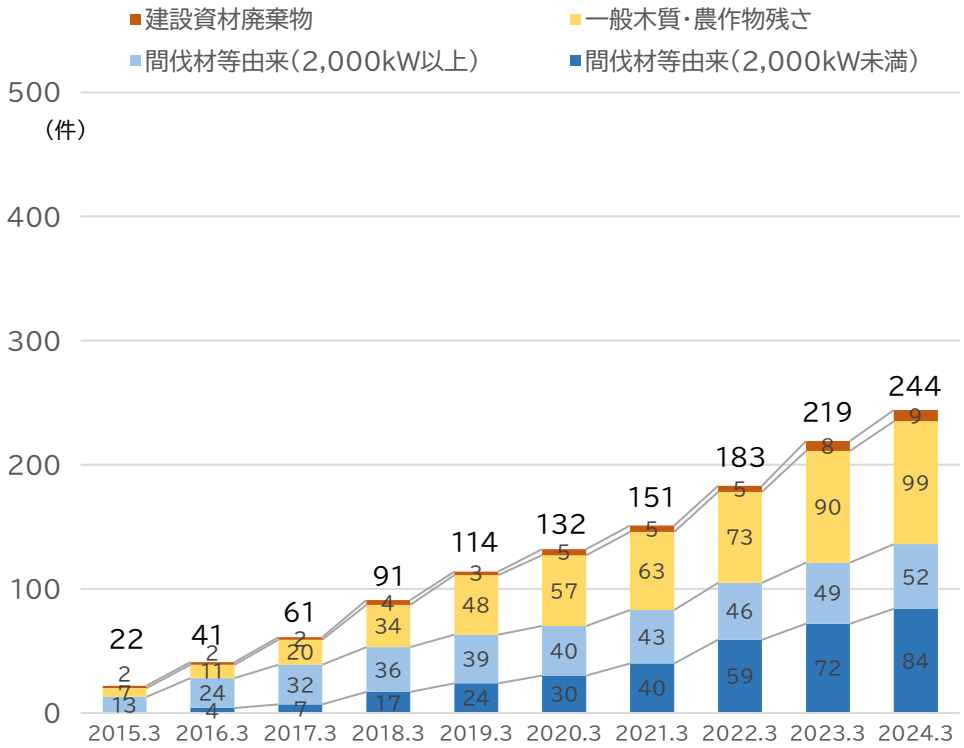

注1：RPSからの移行認定分を含まない。
注2：2015.3時点は、間伐材等由来区分の出力規模による区分はなし。

木質バイオマスの利用の状況

- ◆ 木質バイオマスのうち、製材工場等残材と建設発生木材は、製紙原料などとしてほぼ利用済み。
- ◆ 木質バイオマスのエネルギー利用を進めるには、利用率の低位な林地残材の一層の活用が不可欠。
- ◆ ただし、林地残材は、作業条件の悪い森林内において発生すること、形状が不揃いでかさばること等から、収集・運搬に手間・コストがかかることが課題。

○木質バイオマスの利用状況

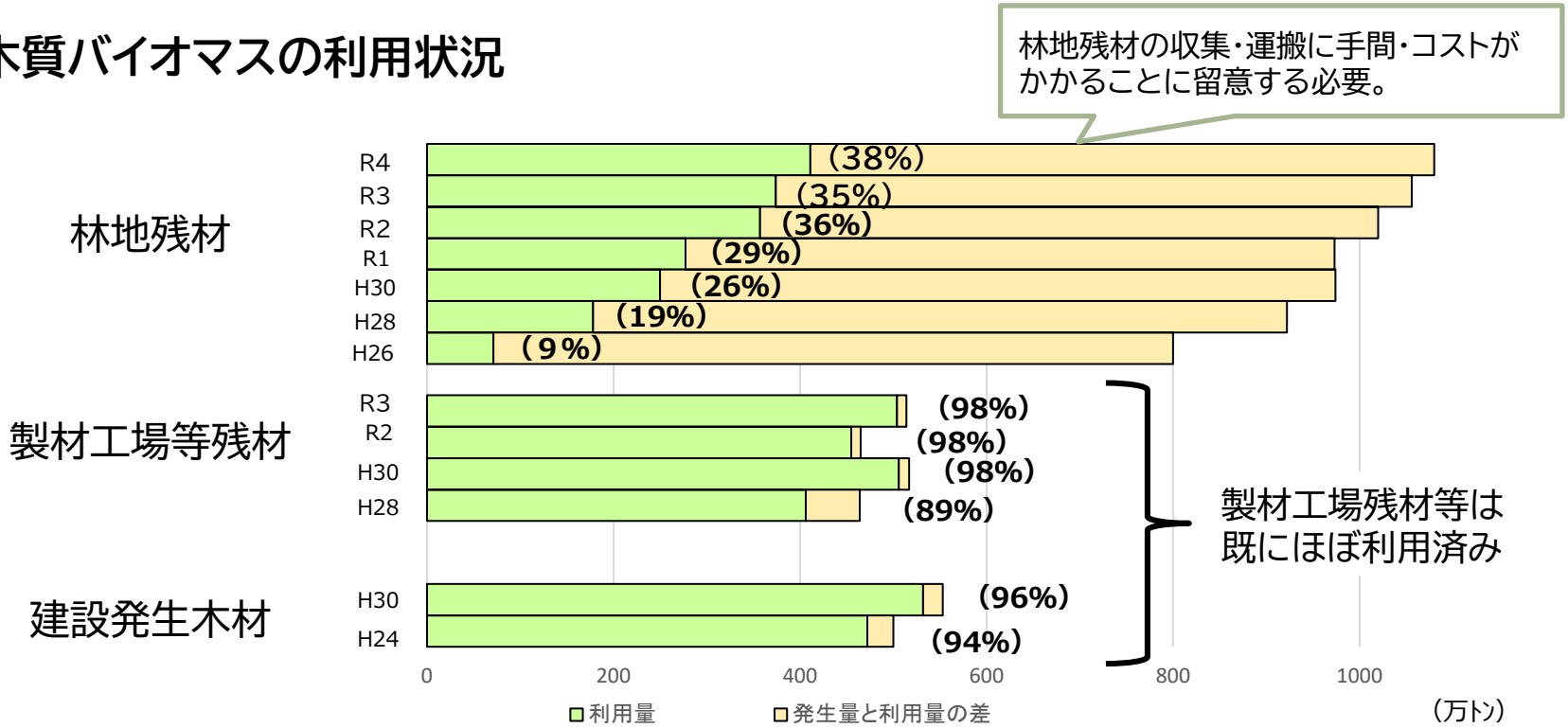

注１：林地残材の数値は各種統計資料等に基づき算出 （一部項目に推計値を含む）、注２：製材工場等残材の数値は木材流通構造調査の結果による
注３：建設発生木材の数値は建設副産物実態調査結果による、注４：製材工場等残材、林地残材については乾燥重量。建設発生木材については湿潤重量

林地残材の活用事例（岐阜県）

◆ 岐阜県の(株)バイオマスエナジー東海は、素材生産業者等から森林施業に関する情報を収集し、林地残材の集荷について木材集荷業者、チップ加工場も含めネットワークを構築、コーディネートすることにより、枝葉、造材端材等の林地残材(D材)を安定的・効率的に調達。

⇒集荷・運搬コストを低減し、未利用材チップの発電所着価格は、一般的な相場の2割程度低減

◆ 地拵(じごしら)えの簡略化につながること等から、域内の素材生産業者は積極的に(株)バイオマスエナジー東海に情報提供。

林地残材集荷フロー

(株)バイオマスエナジー東海

情報提供 ⇔ 現地確認 / 集荷打合せ

集荷依頼

受入調整

素材生産業者 → 集荷 → 木材集荷業者 → 運搬 → チップ加工業者（県内18工場） → 運搬 → (株)岐阜バイオマスパワー

コーディネート

(株)岐阜バイオマスパワー

稼働：平成26年12月
出力：12,200kW
木材使用量：
約16万t/年
うち未利用材約 8.0万t/年
うち**D材 約5.6万t/年**

総使用量の約35%

森林施業箇所(付箋)から**最寄りのチップ工場**(青丸)**を図面で把握**

全木集材で発生し**道路わきに集積され枝葉等**を道路から回収

大容量を運搬できる**フルトレーラーの導入**により、チップ工場への**運搬コストを低減**

林地残材を回収することにより、その後の**地拵え作業が簡略化**

ダム支障木等の活用による発電の事例　（上伊那森林組合　木質バイオマス発電事業）

上伊那森林組合 概要

○ 平成７年２月 設立
（７組合の合併による）

○ 伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村の２市３町３村が管轄地区

○ 役職員数 93 人（令和７年３月末）

○ 組合員数 12,313 人（同）

○ 組合員所有森林面積 51,185 ha（同）

○ 素材生産量 30,713 ㎥（令和６年度）

木質バイオマスエネルギー工場（ペレット）

○ 平成15年12月 竣工
・令和３年度 林業・木材産業成長産業化促進対策交付金（林野庁）により一部設備を更新
・令和６年度 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（環境省）により**製造設備を増設**

○ **地域のカラマツ、アカマツの間伐材等を原料として燃料用の木質ペレット（ピュア１号）を製造**

○ JPA燃料用優良木質ペレット認証（日本木質ペレット協会）取得第１号

○ 生産能力　２ｔ/h
生産目標　5,500～6,000　ｔ/年

○ 販売実績　4,547 ｔ（令和６年度）

ピュア１号 10kg入

○ **地域の公共施設や一般家庭、農業用ハウス等におけるペレットボイラーやストーブで木質ペレットを活用**

木質バイオマス発電事業

○ 令和７年度　運転開始予定
・令和６年度 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（環境省）により**発電設備を新設**
・設備所有は伊那市、運営を上伊那森林組合に委託

○ **ダム内の流木、松枯れ・間伐材等の未利用材、剪定木等を処分費として有償で引受け**、チップ化して乾燥・貯蔵

○ 木質チップを燃料として発電（ガス化発電）
・発電出力50kW、必要燃料量367t/年（含水率10%）

○ 発電した電気は、昼間は木質ペレット生産に活用
夜間は売電して公共施設等へ供給

ダム内の流木

チップ化

発電

売電

ペレット製造事業

ペレット製造施設

原木

木質ペレット（ピュア１号）

木質ペレットストーブ

木質バイオマスの熱利用

- 木質バイオマス発電におけるエネルギー変換効率は、蒸気タービンの場合、通常20%程度で、高くても30%程度。これに対して、熱利用では80%以上を実現。
- 木質バイオマスの利用に当たっては、エネルギー効率を高める観点から、熱電併給を含めて、熱利用を積極的に進めることが重要。

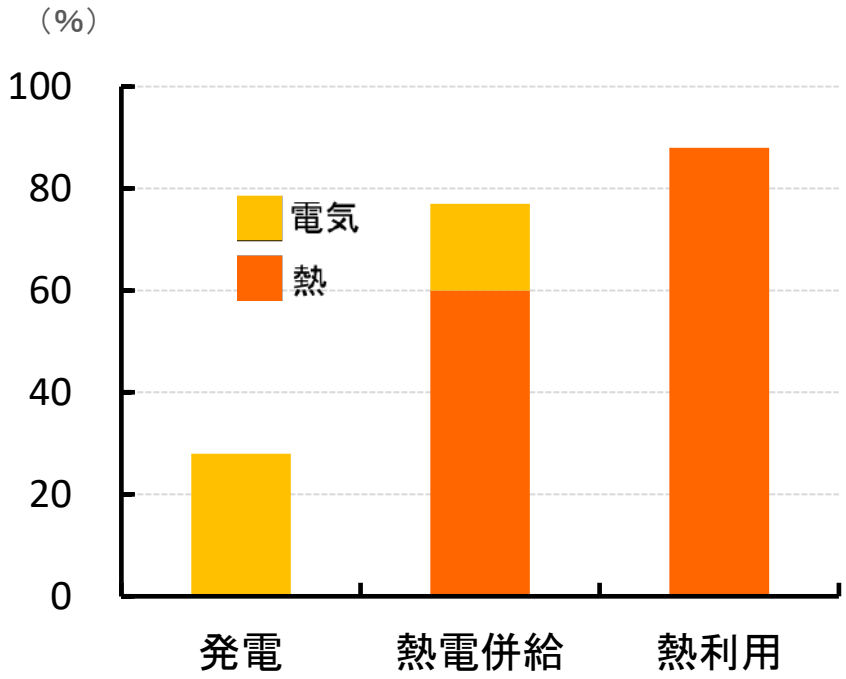

木質バイオマスのエネルギー変換効率（例）

出典：木質資源とことん活用読本　図1-6　から抜粋

木質バイオマスの熱利用（木質資源利用ボイラーの導入状況）

- ◆ 事業所等に導入されている木質資源利用ボイラーは全国で1,834基。木質ペレットを主な燃料とするものは817基で、約4割を占める。
- ◆ 業種別にみると、木材産業等では、木くず焚きボイラー（378基）、農業と福祉事業等では、ペレットボイラー（それぞれ303基、65基）が中心。

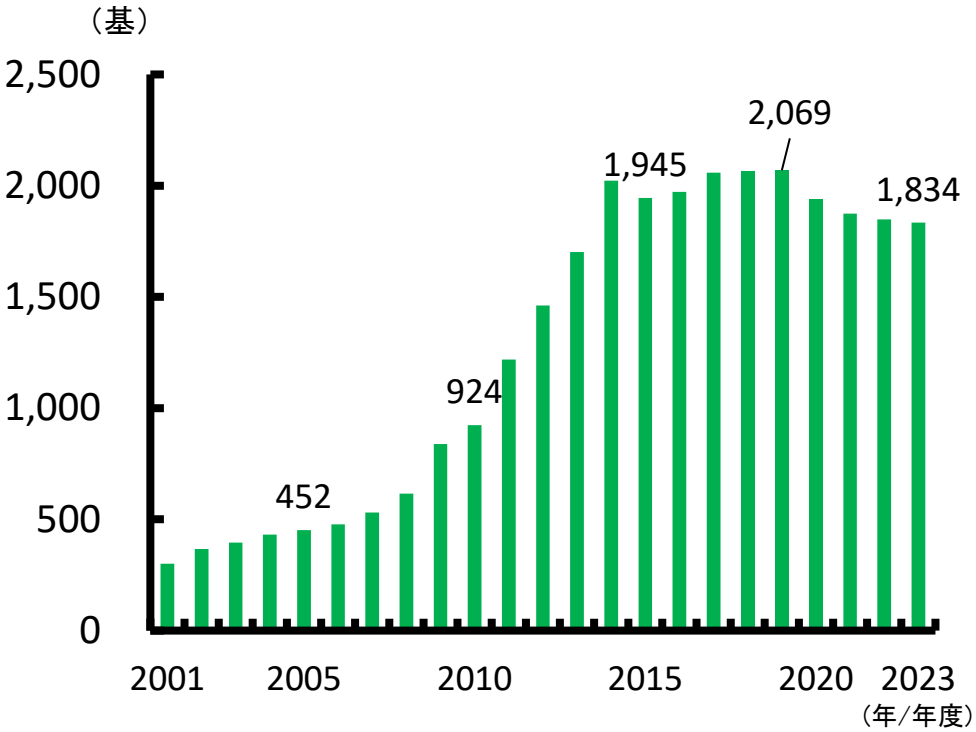

木質資源利用ボイラー数の推移

注　：平成26年までは年度末時点、平成27年以降は年末時点のボイラー数
出典：平成26年までは林野庁木材利用課調べ、平成27年以降は「木質バイオマスエネルギー利用動向調査」

（単位：基）

業種	燃料の種類					合計
	ペレット	木くず（チップ等）	薪	おが粉	その他	
木材産業等	12	378	7	18	17	432
農業	303	16	13	3	1	336
宿泊業	24	30	29	2	0	85
公衆浴場等	46	52	45	5	3	151
老人福祉、介護施設等	65	21	11	0	0	97
その他	367	262	49	3	52	733
合計	817	759	154	31	73	1,834

出典：木質バイオマスエネルギー利用動向調査

業種別燃料種類別の内訳（R5年末時点）

木質ペレット生産量及び生産施設数

■令和5年の国内における木質ペレットの生産量は、15.9万トンで前年比0.4%増。
■生産量が増加した要因としては、ペレットボイラー利用施設の導入による需要増等が考えられる。
■生産施設数はR2年からほぼ横ばいで推移。
■原料の内訳は、丸太・林地残材（48%）、製材工場等残材（36%）が主となっている。

○木質ペレット生産量等の推移

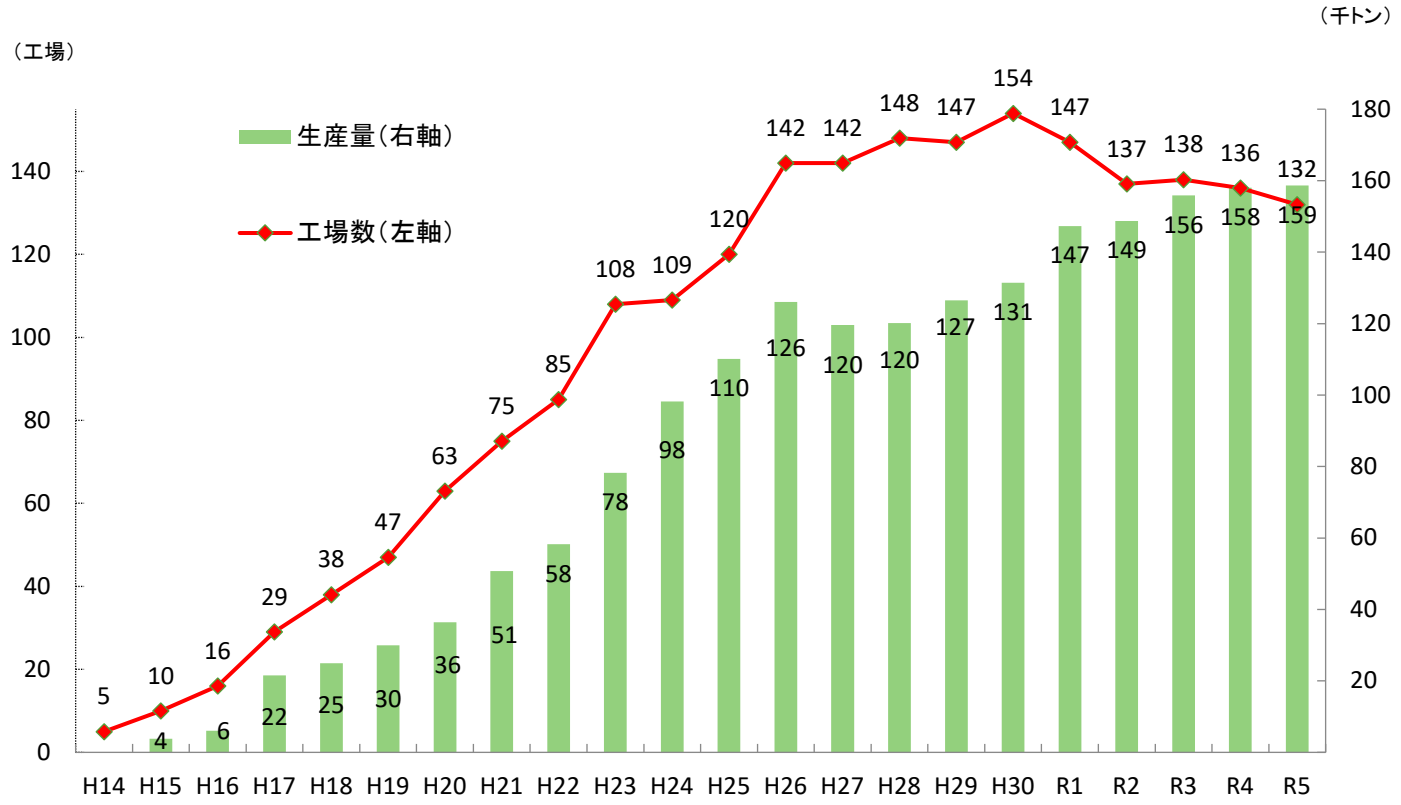

○原料の内訳

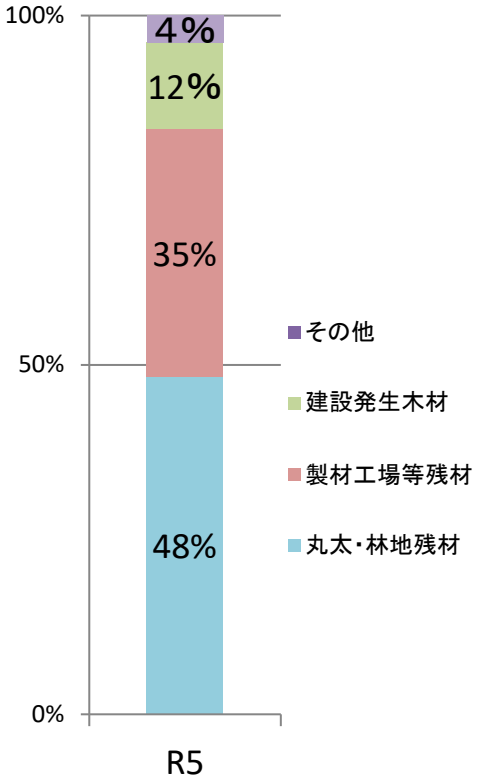

資料：林野庁「特用林産物生産統計調査」

「地域内エコシステム」とは

- 「地域内エコシステム」とは、集落や市町村レベルで、地域の関係者が一体となって、熱利用又は熱電併給による小規模な木質バイオマスエネルギーの利用により、森林資源を地域内で持続的に循環させる仕組み。
- この取組により、地域での森林資源を持続的に活用し、エネルギーの地産地消により域外への資金流出を防ぎ地域の活性化に貢献。

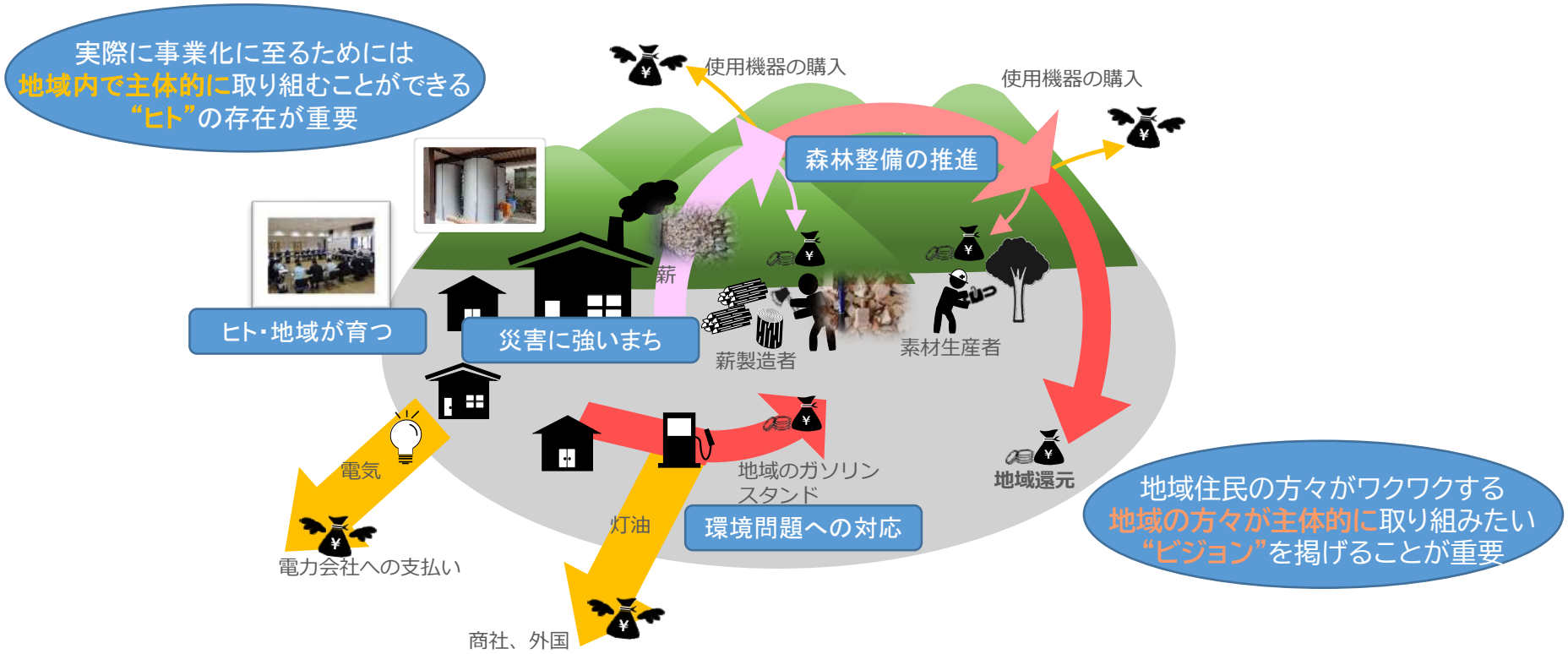

「地域内エコシステム」の事例

北海道津別町

○ 森林整備の促進を目指して、地域の木質バイオマスの収集や加工、販売の機能を持つバイオマスセンターを設置(R5年)。

○ 町民から未利用材を買い取る仕組みも構築。

○ 木質チップを燃料とするボイラーを町内2か所の公共施設に設置。

森林組合や林業事業体から低質材や未利用材を供給

地域住民からも未利用材を買取り

つべつ木質バイオマスセンター

未利用材や支障木を中心に、年間3,600㎥の木材を受け入れ、チップに加工

公共学習施設(キノス)(R5年)

暖房用ボイラー150kW

コミュニティ施設(ウッドリーム)(R5年)

暖房用ボイラー180kW

岩手県花巻市

○ 地元の大学が中心になって、行政や森林組合、民間事業者、研究機関等が参画する協議会を設置。

○ 地域で発生する間伐材等を受け入れ、チップ等に加工するためのサイト(木質バイオマス供給ステーション)を複数整備。

○ 高速道路会社(道路管理で伐採する木材の供給)や福祉施設(利用者によるチップ等の製造)とも連携。

森林組合 | 製材工場 | 高速道路会社等

高速道路の管理伐採木(300~400t/年)を含め、原料となる木材を供給

【木質バイオマス供給ステーション】
原料の保管、乾燥、チップや薪への加工

富士大学

運営は民間事業者に委託

銀河の里(障がい者福祉施設)

職員と利用者が共同でチップ製造作業を実施

富士大学学生寮

給湯・暖房用ボイラー130kW

銀河の里(障がい者福祉施設)

給湯・暖房用ボイラー50kW

花巻市大迫総合支所

暖房用ボイラー200kW

木質バイオマスの熱利用・熱電併給の取組事例集

◇　林野庁では、木質バイオマスによる熱利用・熱電併給を進めるため、都道府県の協力を得て、各地における熱利用・熱電併給の取組事例を収集・整理した「木質バイオマス熱利用・熱電併給事例集」を平成29年度より公表。

◇　内容を追加・更新し、**令和4年5月に【第2版】を公表**。

◇　本事例集では、これから熱利用・熱電併給に取り組もうとする方々の参考となるよう、それぞれの取組について、実施体制や燃料、熱利用施設、収支などに関する詳細な情報を分かりやすく記載。

・薪を燃料とした熱利用24事例
　（千葉県南房総市、鳥取県智頭町、岡山県西粟倉村等）
・木材チップ・木質ペレット等を燃料とした熱利用31事例
　（北海道下川町、福井県あわら市、山梨県北杜市等）
・熱電併給5事例（宮城県気仙沼市、秋田県北秋田市等）

詳細はこちら
→https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/con_4.html

木質バイオマス熱利用プラットフォーム「WOOD BIO」

◆ 木質バイオマス熱利用に関心のある方（特にこれから取り組もうとされる方）に必要な情報や、関係者が交流できる仕組み等を提供するプラットフォーム型サイトを設置。

木質バイオマスの熱利用の促進を目的とするプラットフォーム

情報プラットフォーム

- 燃料の特徴、供給事業者等の情報
- 地域の取組事例
- ボイラー検索機能
- 関係補助制度の情報
- 木質バイオマス利用一口メモ

交流プラットフォーム

- WEB勉強会の開催
- 現地見学会の開催

実践サポートプラットフォーム

- 専門家によるアドバイスの提供

ホームページ　：
https://community.wbioplfm.net/

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち林業・木材産業循環成長対策のうち木材需要拡大・木材産業基盤強化対策のうち

木質バイオマス利用促進施設整備

【令和７年度予算概算決定額　6,186,326（6,510,953）千円の内数】

＜対策のポイント＞
未利用間伐材・林地残材等由来の燃料の収集・運搬の効率化に資する取組や、地域の関係者の連携の下、森林資源を熱利用や熱電併給により地域内で持続的に活用する「地域内エコシステム」をはじめとした地域一体的な木質バイオマスエネルギー利用体制の構築を重点的に支援します。

■未利用間伐材等活用機材整備

未利用間伐材・林地残材等由来の燃料の収集・運搬の効率化に資する取組は、
補助率1/2　（枝葉・短尺材を活用する取組は優先採択）

■木質バイオマス供給施設整備

未利用木質資源※１の燃料製造・供給に向けた取組は、
補助率1/3
ただし、「地域内エコシステム」の構築に資する取組である場合、
又は、地域活用要件※２に合致するFIT・FIP発電所への供給を主な目的とし 、
かつ政府が推進する地域一体的な計画※３に基づく取組の場合には、
補助率1/2
また、地域活用要件※２に合致しないFIT・FIP発電施設※4への供給を主な目的とし 、
かつ政府が推進する地域一体的な計画※３ に基づく取組でない場合には、
補助率15%

■木質バイオマスエネルギー利用施設整備

未利用木質資源※１の熱利用や熱電併給に供することを目的とした取組は
補助率1/3 ※5
ただし、「地域内エコシステム」の構築に資する取組、
又は政府が推進する地域一体的な計画※３に基づく取組である場合には、
補助率1/2
（燃焼灰を有効活用する取組は優先採択）

事業実施主体：

地方公共団体、民間事業者等

＜事業の流れ＞

国 → 都道府県 → 事業実施主体

※国で定めた配分基準で都道府県に配分。
都道府県はさらに事業主体へ配分。

≪補助対象≫

■ 未利用間伐材等活用機材整備

○ 未利用間伐材等の収集・運搬の効率化に資する機材の整備

・ 移動式チッパー
・ 林地残材収集運搬車　等

■ 木質バイオマス供給施設整備

○ 未利用木質資源をエネルギー等として活用するために必要な施設の整備

・ 木質燃料製造施設
・ 乾燥施設
・ 貯木場　　等

■ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備

○ 未利用木質資源を熱利用・熱電併給するために必要な施設の整備

・木質資源利用ボイラー
・熱利用配管
・燃料貯蔵庫　　等

※１　地域の森林由来の木質バイオマスに相当するもの
※２　FIT制度の新規認定において求められる地域活用要件に相当するもの
※３　総務省の分散型エネルギーインフラプロジェクトのマスタープラン等に基づく取組である場合
※４　出力１万kW以上の発電施設への供給を主な目的とする場合は補助対象外
※５　FIT・FIPを活用する発電施設本体は補助対象外

［お問い合わせ先］林野庁木材利用課（03-6744-2297）

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち木材需要の創出・輸出力強化対策のうち

木質バイオマス利用環境整備事業

【令和７年度予算概算決定額　90,351(108,454)千円】

＜対策のポイント＞

木質バイオマス発電の燃料材不足等の課題に対応するため、**林地残材の利用促進のための環境整備の取組を支援**します。また、小規模な熱利用を主とする**「地域内エコシステム」の普及のため、モデル構築の取組や関連する技術開発などを支援**するとともに、エコシステムの更なる普及に向け、先行事例の情報提供、多様な関係者の交流促進及び人材育成等の機能を持つ**プラットフォーム（リビングラボ）の構築を支援**します。

＜事業の内容＞

1．林地残材等利用環境整備事業

増加する燃料材需要へ対応するため、林地残材の利用促進に向けた、**効率的な収集・運搬作業システムの開発・実証**を支援します。

2．「地域内エコシステム」展開支援事業

（１）「地域内エコシステム」モデル構築事業

①「地域内エコシステム」のモデル構築に向けて、関係者による地域協議会の運営を支援します。**採算性向上に取り組む地域を優先的に支援**します。

②燃料の品質向上等に係る**技術開発・改良**の取組を支援します。

（２）「地域内エコシステム」リビングラボ事業

①「地域内エコシステム」の普及のための情報提供（※）、関係者の交流、計画作成支援等の機能を持つ**プラットフォーム（リビングラボ）の構築**を支援します。

3．木質バイオマス利活用施設整備資金等利子助成事業

過去に整備された木質バイオマス利活用施設等への利子助成を引き続き行います。

＜事業の流れ＞

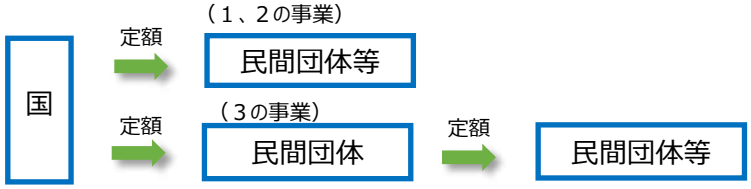

＜事業イメージ＞

林地残材の利用促進に向けた環境整備

林地残材の効率的な収集・運搬システムの開発・実証

林地残材の利用促進

「地域内エコシステム」モデル構築とリビングラボによる展開支援

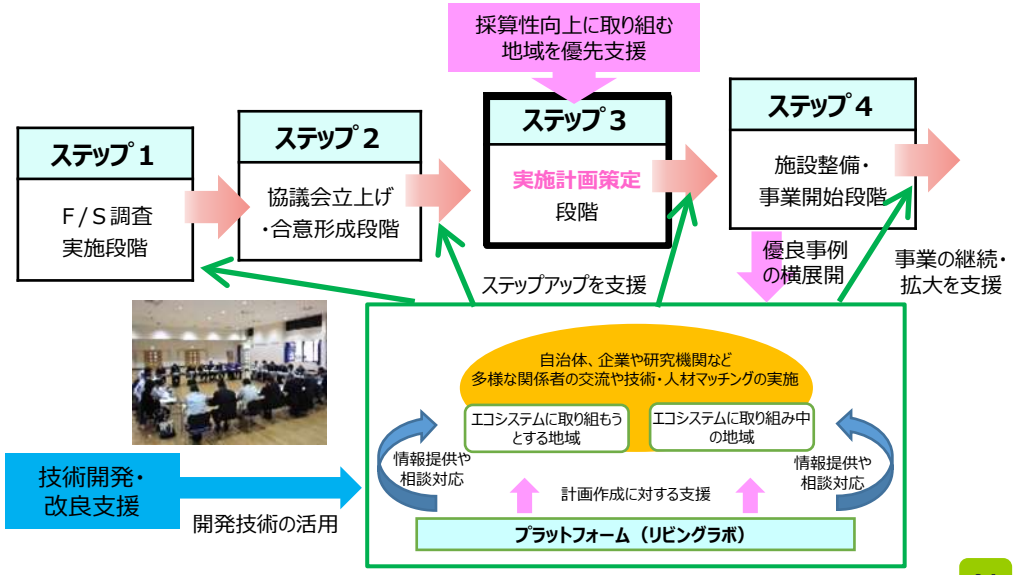

［お問い合わせ先］林野庁木材利用課（03-6744-2297）

まとめ

- ◆ 我が国の森林資源は人工林を中心に蓄積が増加し、まさに利用期
- ◆「伐って、使って、植えて、育てる」ことで森林資源の循環利用を推進
- ◆ 木材利用は地球にやさしく、2050年カーボンニュートラルに貢献
- ◆ 木材を適材適所で利用することで、収益を最大化
- ◆ FIT/FIP認定の増加により、燃料材の利用量は年々増加
- ◆ 利用率の低い林地残材を活用するため、収集・運搬コストの低減が必要
- ◆ エネルギー効率を高めるため、熱利用の取組（地域内エコシステム）を推進
- ◆ 林野庁では、プラットフォームの設置やソフト・ハードの取組を支援

1. 生物多様性の重要性と関心の高まり

（1）生物多様性とその意義

森林の生物多様性の確保は、木材等の生産や水源の涵養等の機能の維持・向上に関わっており、将来にわたる暮らしの基盤

生物多様性とは

- 生物多様性とは、全ての生物の間に違いがあることであり、生物多様性基本法において、「様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること」と定義
- 生態系、種（種間）、遺伝子（種内）の３つのレベルの多様性は相互に関連し、生態系の多様性が確保されていることで、異なる生物の種や集団に生育・生息場所を提供し、種や遺伝子の多様性に貢献

生物多様性の３つのレベル

生態系の多様性	森林、河川、湿原、干潟など、様々なタイプの生態系がそれぞれの地域に形成されていること
種(種間)の多様性	多様な動物・植物や菌類、バクテリア等が生育・生息していること
遺伝子(種内)の多様性	同じ種であっても、個体や個体群の間に遺伝子レベルで違いがあること

- 生物多様性を考える上では、生態系レベルでみた場合の面的な広がりにおける多様性から、種や遺伝子レベルでみた場合の個別の多様性まで複数の視点が必要
- 現在の生物多様性は、生物の長い進化の歴史の中で形成。生物多様性は、損なわれると回復に極めて長い期間が必要

森林の有する多面的機能と生態系サービス

- 森林・林業基本法においては、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、林産物の供給等の森林の有する多面的機能の持続的な発揮が国民生活及び国民経済の安定に欠くことができないものと位置付け。こうした多面的機能は、国際的には生態系サービスと呼ばれている
- 森林の生物多様性の確保は、木材等の生産や水源の涵養等の機能の維持・向上に関わっており、生物多様性が損なわれることは、生態系サービスのレベルの低下や、将来にわたる暮らしの基盤の喪失につながることに

（2）生物多様性をめぐる近年の動き

2022年12月に「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、ネイチャーポジティブの考え方、30by30目標が位置付け。企業にも生物多様性に関する情報開示が求められる動き

生物多様性に関する国際的な動き

- 生物多様性の確保は、気候変動の問題と並ぶ地球規模の課題。生物多様性と気候変動への国際的な取組は、1992年の地球サミットに合わせて採択された生物多様性条約と国連気候変動枠組条約の下で推進
- 2022年12月の生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択。2030年までに、生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せるための緊急の行動をとるとの目標（ネイチャーポジティブ）
- また、陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びOECM（保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域）により保全する「30by30目標」等が位置付け

生物多様性に関する国内の動き

- 我が国においては、2023年３月に「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定。農林水産省においても「農林水産省生物多様性戦略」を改定し、生物多様性保全を重視した農林水産業を推進
- 30by30目標を契機として、2023年４月から「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として認定し、OECMとして国際データベースに登録する仕組みが開始。2025年３月時点で、企業の社有林や水源林など328か所が認定

民間企業が主体となった動き

- 民間企業においても、2017年６月の「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」提言に続く、2023年９月の「自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）」提言等により、森林を始めとする自然資本への依存度等の評価や、生物多様性保全を含む多面的機能の発揮に向けた取組が重要な課題と認識

自然共生サイトの認定を受けた森林

サントリー天然水の森
ひょうご西脇門柳山（兵庫県西脇市）

田島山業×みんなの森プロジェクト
（大分県日田市）

2．我が国の森林における生物多様性とこれまでの保全の取組

（1）高い生物多様性を誇る我が国の森林

我が国の森林は、国土の約３分の２を占め、原生的な天然林から人工林まで、多様な生育段階や樹種の森林が存在し、豊かな生物多様性を形成

- 我が国は、南北に長く、海岸から山岳までの標高差があって多様な気候帯に属するとともに、独特の地史を有する琉球列島、小笠原諸島があることなどを背景に、多様な生物の生育・生息環境が広がり
- 国土の約３分の２を占める森林は、70年以上にわたってその割合が維持され、OECD加盟国の中で３番目に高い森林率。生物相が豊かな我が国にあって、森林は陸域で最大の生物種の宝庫
- 森林では植物以外にも、昆虫類、鳥類、哺乳類等のほか、土壌動物・土壌微生物など多様な生物群が生育・生息

我が国の森林植生の分布

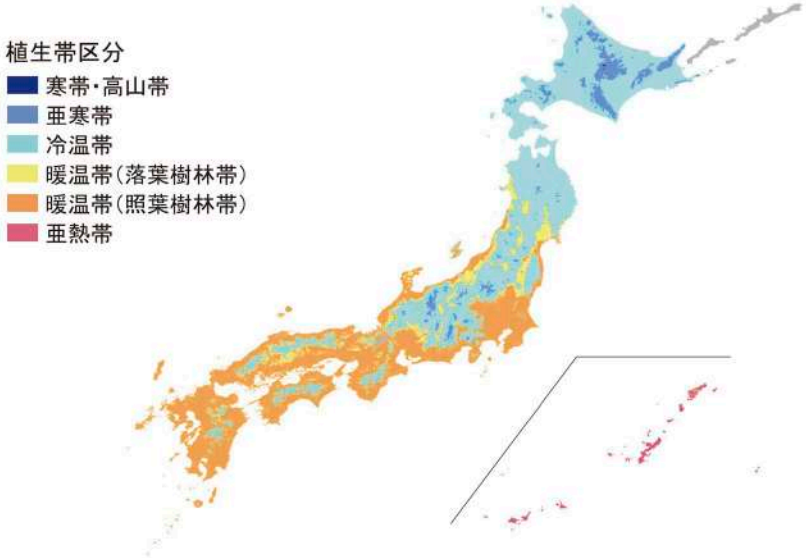

資料：国土交通省の平年値メッシュデータより吉良(1945)の温量指数を用いて林野庁計画課作成。

世界自然遺産に登録されている原生的な天然林

知床森林生態系保護地域
（北海道斜里町）

白神山地のブナ林
（秋田県藤里町）

小笠原諸島森林生態系保護地域
（東京都小笠原村）

ヤクスギの天然林
（鹿児島県屋久島町）

やんばる森林生態系保護地域
（沖縄県国頭村）

西表島森林生態系保護地域
（沖縄県竹富町）

- 気候条件や立地条件、自然災害、天然更新、人為によって森林は変化しており、原生的な天然林、里山林、人工林など様々なタイプの森林が存在し、それぞれ異なる生物相。原生的な天然林の厳格な保護・管理に加えて林業等による持続的な利用を通じて、空間的・時間的に多様な森林が形成され、生物の生育・生息環境が創出（生態系レベルの多様性）
- また、様々な動植物等の種が存在するためには、多様な森林環境が必要。数十年以上という長期間にわたる森林の発達段階は、林分成立段階、若齢段階、成熟段階、老齢段階に区分。その過程において草本、中低木から高木までの階層構造ができ、多様な環境が形成され、時間と共に変化することにより、様々な動植物等が生育・生息（種レベルの多様性）
- 例えば、欧州と比べると、我が国の森林を構成する樹種は多様であるなど、高い種の多様性。また、森林に限った比較ではないが、我が国の植物種数は5,565種とされ、同程度の面積で同じ島国であるイギリスの1,623種やニュージーランドの2,382種よりも多い
- さらに、同じ種であっても個体ごとに異なる遺伝子を持ち、その性質には個体差。我が国では気候条件等に応じて多様な遺伝的特性が存在しており、スギやヒノキを中心に、古くから地域ごとに品種を選抜し育成することで林業用に利用（遺伝子レベルの多様性）

森林における樹種構成の日欧比較

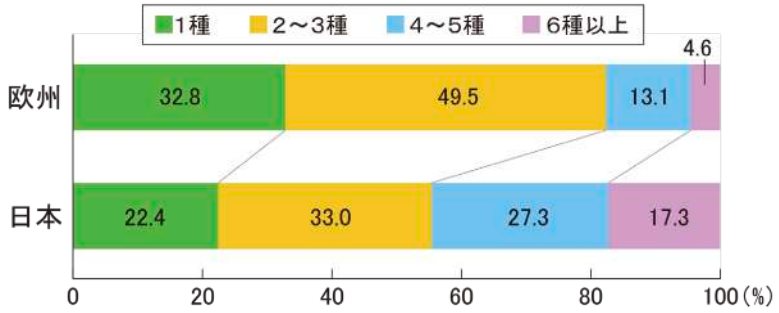

注　：日本については、胸高断面積が全体の５％以上を占める樹種の数により、森林面積の構成比を示したもの。
資料：Forest Europe「State of Europe's Forests 2020」、林野庁「森林生態系多様性基礎調査」（第４期：2014～2018年度）

＜事例＞　「林業立村」100年の村がつくる多様なモザイク林相

- 宮崎県諸塚村では、森林率が９割を超える土地柄から、「林業立村」をスローガンに、林業やしいたけ栽培、畜産等を組み合わせる複合経営を行いながら、森林と共生。2015年には世界農業遺産にも認定
- 戦後の拡大造林期には、針葉樹一斉林ではなく、適地適木を旨として、針葉樹と広葉樹を混植する施策をとり、用材生産のための針葉樹林、しいたけ栽培用原木の生産のための落葉広葉樹林、天然生林として保全管理される常緑の照葉樹林がモザイク状に配置
- 美しい景観を形成するとともに、生物多様性にも優れた森林に

針葉樹・広葉樹が混交するモザイク林相

（２）我が国の森林における生物多様性保全の取組の経過

明治時代以降、森林の荒廃に対する伐採等の行為規制から始まった森林の保護に関する施策は、生物多様性の概念も取り込みながら、保全管理・利用までを含む施策へと深化

- 我が国では、過剰な利用によって生じた森林の荒廃に対して、明治時代に森林法が制定され、保安林制度創設等により、伐採を規制。また、昭和時代に入ってからも戦中・戦後の伐採が進む中、森林法改正により伐採規制が強化
- 奥地脊梁山地等に広く分布する国有林野においては、1915年に「保護林」制度を設け、我が国の自然保護に先駆的な役割。2000年には、野生生物の移動経路を確保するため、保護林を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」の設定を開始
- 2001年に策定された森林・林業基本計画には、貴重な生物の生育・生息の場として重要な森林の保護のみならず、里山林等の保全・整備に対する要請が高まっていること、全ての森林は、多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることなどが明記
- 現在、戦後造成された人工林が森林面積の約４割を占める我が国では、原生的な天然林について厳格な保護・管理を行うとともに、人手を加えることによって利用しながら管理していく人工林等において、森林資源の循環利用を図ることが重要
- 行為規制から始まった森林の保護施策は、生物多様性の概念も取り込みながら、単純な保護にとどまらず、保全管理・利用までを含む施策へと深化

初代保護林（天然ヒノキ林）

白髪山天然ヒノキ（遺伝資源）希少個体群保護林（高知県本山町）

緑の回廊

緑の回廊のイメージ図

四国山地緑の回廊の様子
（石鎚山系森林生態系保護地域から白髪山天然ヒノキ（遺伝資源）希少個体群保護林へと伸びる緑の回廊）

（3）生物多様性保全に関する具体的な施策

様々な生育段階や樹種から構成される森林が、モザイク状に配置されている状態を目指して、多様な森林整備を推進。生態系・種レベルを中心として多様性保全に貢献

（ア）流域レベルの視点での生物多様性

<面的な広がりにおける生物多様性保全>

- 全ての森林は、多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることも踏まえ、様々な生育段階や樹種から構成される森林が、モザイク状に配置されている状態を目指して、針広混交林化、広葉樹林化、長伐期化等を含め多様な森林整備を推進。原生的な天然林は自然の推移に委ねることなどを基本

- 多様な森林への誘導を図るためには、長期的な視点に立った森林の取扱いが必要であり、一定の地理的まとまりである流域を単位として森林計画制度を運用。市町村森林整備計画や国有林の地域別の森林計画等において、水源涵養や山地災害防止・土壌保全、生物多様性保全など発揮が期待される機能に応じた区分を行う「ゾーニング」を定め、機能の維持増進を図るための伐期の延長や伐区の縮小等の施業方法を記載

- 1999年度から25年間にわたり実施している森林生態系多様性基礎調査により、森林の状態と変化をモニタリングしながら、「鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域」の設定といった順応的管理を推進。これらを通じて、生態系・種レベルを中心として生物多様性保全に貢献

流域レベルでの多様な森林の配置のイメージ

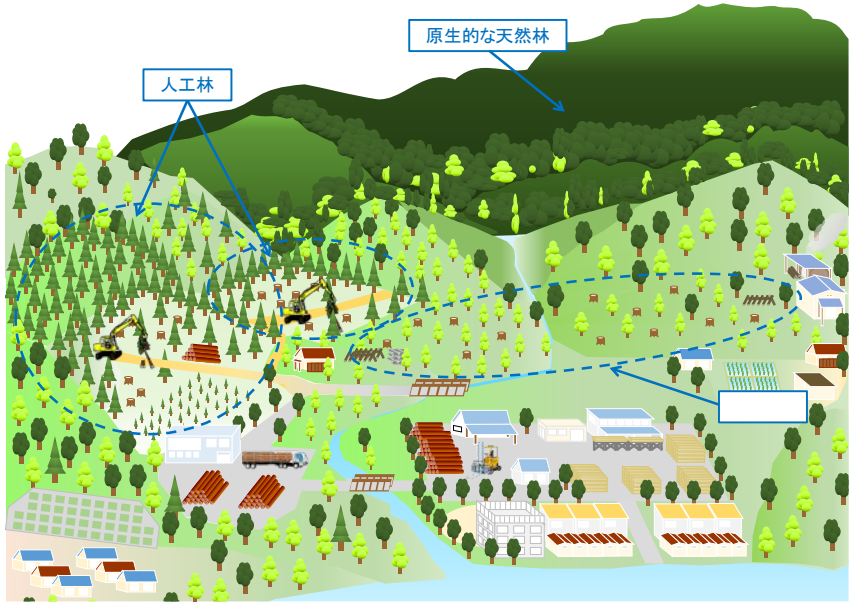

（イ）森林施業のまとまりである林分レベルの視点での生物多様性

<原生的な天然林>

- 奥地脊梁山地等に分布する原生的な天然林は、長期間にわたって人手が加わっておらず、一般に階層構造が発達し、老齢木から幼齢木まで様々な樹齢、大きさの樹木により構成
- 鳥類等の生物の採餌や営巣の場となる枯死木や倒木等も存在するなど複雑な構造であり、希少種を含む多様な野生生物の生育・生息の場となるなど、生物多様性に富む
- 原生的な天然林や、希少種が生育・生息する森林は、国有林野に広く分布しており、保護林に設定するなど自然の推移に委ねることを基本として、森林生態系の保存及び復元、点在する希少な森林生態系の保護・管理等を実施
- 希少種の保護に向けては、種の保存法に基づく保護増殖事業等を実施。生育・生息状況の把握、生育・生息環境の維持・改善等を推進

<里山林>

- 集落周辺に広がり、薪炭材や落葉等の生活資材・農業用資材を供給してきた里山林は、継続的に利用されることで、明るい環境が維持され、特有の生態系を形成。これは生物多様性の保全と森林資源の持続可能な利用の調和が図られた一つの形
- 燃料革命や化学肥料の使用など産業構造等の変化による薪炭利用等の縮小に伴い、遷移が進行し、林内が明るい環境から暗い環境へと変化。里山林の生物の生育・生息環境の質の低下や喪失、生態系による負の影響も顕在化。管理放棄された里山林はシカ等の大型野生動物の生息地やナラ枯れ被害発生地にも
- 多様な主体による里山林への働き掛けを促していくため、地域住民、NPO、企業等の連携による森林づくり活動への支援の実施等を通じて、里山林の多面的・継続的な利用を促進

里山林の整備・活用を通じた生物多様性の確保

①絶滅危惧種ニッポンバラタナゴの個体数回復には生息地となるため池の再生のための水循環系の健全化が重要

②水源地となるため池周辺の放棄された里山の森林整備を実施

③伐り出したコナラ等はほだ木等に利用

NPO法人ニッポンバラタナゴ高安研究会(大阪府八尾市)

＜人工林＞

- 人工林は、主にスギ、ヒノキ、カラマツ等の単一の樹種の植栽により、針葉樹一斉林を造成。一般に、①樹種や構造が単純、②枯死木や倒木等がみられない、③主伐、植栽、下刈り、間伐等の人為的な攪乱がある、といった特徴
- 成長段階に応じた間伐等の森林整備により、下層植生が発達するほか、伐採・更新による伐採跡地や幼齢林には、草原性の生物の生育・生息地としての機能やイヌワシ等の猛禽類の狩場としての機能
- また、長短多様な伐期による伐採と植栽等を通じた生育段階の異なる林分のモザイク状の配置や、侵入広葉樹を残すことなどにより生物多様性確保に貢献

「赤谷プロジェクト」におけるイヌワシの狩場創出

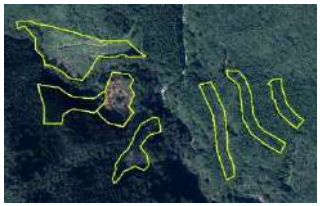

狩場創出のための
伐採試験地

伐採箇所の上空を
飛行するイヌワシ

- 地域森林計画や市町村森林整備計画で、地域ごとの森林施業の指針を示すとともに、伐採造林届出制度の運用、森林整備事業等による支援を通じて、森林所有者等による造林、間伐等を推進。国有林野においても、適切な間伐の実施、長伐期化や複層林化等を推進

（ウ）野生鳥獣等による森林被害と生物多様性

- 野生鳥獣、特にシカは植栽木だけでなく、下層植生も食害するなど生物多様性への影響が大きい
- これまでも被害防止対策を講じてきたが、シカの分布域は拡大し、森林被害は深刻化。コストや労力を削減するICTの導入等による捕獲等を推進
- また、松くい虫被害やナラ枯れ被害等の森林病害虫による被害は、適時適切に制御しなければ拡大し、森林生態系に多大な影響を及ぼすおそれがあるため、予防対策や駆除対策を推進

森林におけるシカの分布域の拡大

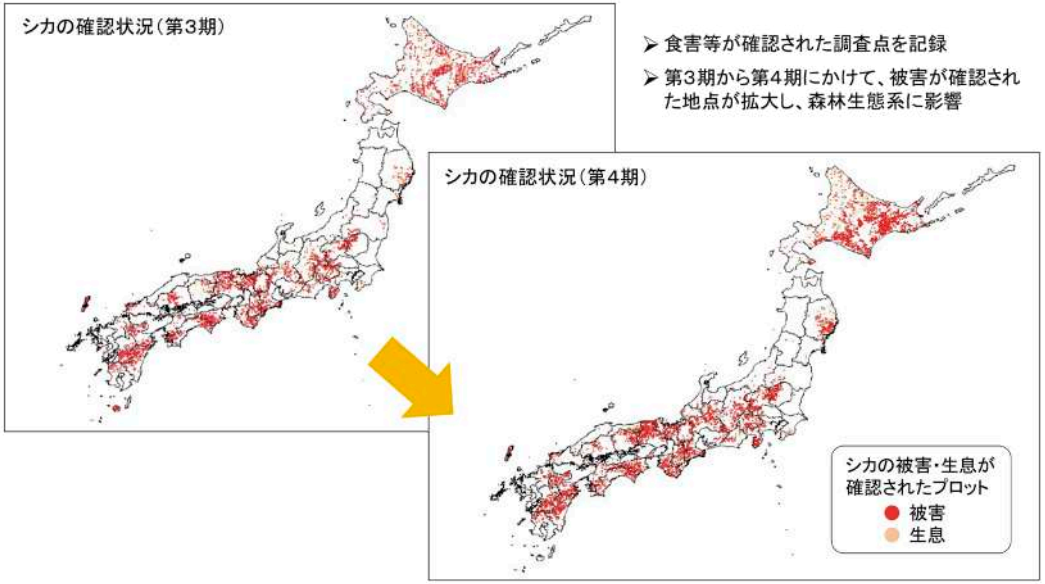

資料：林野庁「森林生態系多様性基礎調査」(第3期：2009～2013年度、第４期：2014～2018年度)

（エ）気候変動と生物多様性

- 国際的な議論において、気候変動と生物多様性は特に深い関連があるとされ、気候変動による生物多様性の劣化は生態系サービスの損失につながるリスク。両者は互いに影響し合っており、一体的な取組が重要だが、それぞれの対策間にはトレードオフや相乗効果
- 気候変動対策として行う歴史的に森林でなかった生態系への植林、特に外来の単一樹種の再植林は、生物多様性に悪影響を及ぼすなどトレードオフの関係にある一方で、持続的な林業の実践は、生物多様性と気候変動に有益と指摘されており相乗効果
- 我が国においては、固有種であるスギ、ヒノキ等を中心に人工林を造成してきており、持続的な林業に向けた主伐後の再造林や間伐等の適切な森林整備により、中長期的な森林吸収量確保や生物多様性保全に貢献

（オ）防災・減災対策と生物多様性

- 「生物多様性国家戦略2023-2030」では、「自然を活用した社会課題の解決」（NbS）における推進施策として、生態系を基盤として災害リスクを低減する「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」や、自然環境が有する機能を課題解決に活用する「グリーンインフラ」の考え方が位置付け
- これらの考え方に符合して、我が国では、森林の維持・造成を通じて山地災害から国民の生命・財産を守ることに寄与する治山事業を実施。山地災害防止機能・土壌保全機能を維持・向上
- 現地の実情に応じて、郷土種による緑化や治山施設の改良等により生物多様性保全の取組を実施

治山事業による荒廃地の緑の復元

足尾銅山周辺（左：1970年頃、右：2014年頃）

資料：林野庁「後世に伝えるべき治山 ～よみがえる緑～」

治山事業における生物多様性保全の取組

郷土種（ヨモギ、ヤマハギ等）を用いた緑化工（外来の草本類を用いるのではなく、郷土種を用いることにより、地域の生態系に配慮）

治山施設の改良事例（渓流に生息する魚類等が上流に遡上しやすいよう配慮）

3．生物多様性を高める林業経営と木材利用に向けて

（1）生物多様性への林業経営の貢献

「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」を取りまとめ。林業事業体等が取り組むべきことは持続的な経営であり、多面的機能の発揮や生態系に配慮した施業等の実践

- 林野庁では2024年３月に、これまでの生物多様性保全の実践例も参考にしつつ、生物多様性を高めるための林業経営の在り方を示すことを目的として、「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」を取りまとめ
- 指針は「生物多様性への負の影響を回避し、機能の低下した森林の再生を通じた生物多様性の回復を図ることも含め、生物多様性の保全に一層配慮した森林管理を実践することにより、多様な動植物の生育・生息空間としての森林の質を現状より高めること」を強調
- 生物多様性への林業経営の貢献については、個々の森林施業のまとまりである林分単位だけでなく、地域の森林全体としての生物多様性に貢献するという視点が重要
- 林業事業体等が取り組むべきことは持続的な経営であり、多面的機能の発揮や生態系に配慮した施業等を実践すること。また、その結果として供給される木材の利用は社会経済に貢献

森林と生物多様性

林業を通じて多様な林齢・樹種からなる森林配置へ誘導

一貫作業により伐採後は確実に植栽

経済的に不利な箇所は広葉樹等を植栽

（株式会社山一木材）

里山広葉樹林の適切な更新の確保と利用

里山広葉樹林の更新を促すための伐採

高木性広葉樹の稚樹

（写真提供：富山県西部森林組合）

（２）生物多様性の面からみた今後の林業経営

林業事業体等には、ゾーニング等を踏まえ、多様な森林の配置に貢献すること、個々の森林施業を通じて生物多様性を確保することが期待。生物多様性は新たな収益機会となる可能性も

（ア）多様な森林の配置への貢献

- 地域の森林管理の主体である林業事業体等が、市町村森林整備計画のゾーニング等を踏まえ、目指すべき森林の姿を設定した上で、その実現に向けた森林施業等を計画し実行することが重要
- 人工林のうち、自然的・社会的条件から林業に適した森林は、主伐と確実な再造林によりそれを維持。林業を継続するための条件が厳しい森林は、森林整備事業や森林環境譲与税等を活用しつつ、間伐等の段階から侵入広葉樹を残し、針広混交林等への誘導を図るほか、帯状や群状の伐採と更新によるモザイク状の森林配置へ誘導。林業事業体等はこれらを実践する主体として、面的な広がりにおける多様な森林の配置に貢献

（イ）個々の森林施業における生物多様性の確保

- 森林施業の実施は、生物の生育・生息環境を確保・創出することなどにより、生物多様性を高めることに貢献。一方で、生育・生息環境への配慮を欠く場合や、現地の地形や自然条件に反した施業は悪影響を及ぼし得ることに留意
- 指針では、森林施業上の配慮事項等を整理。共通事項として市町村森林整備計画に基づく森林施業の実施や渓畔林の保全等を、自然条件等に応じた任意事項として、地拵え、植栽、間伐等において侵入広葉樹を残すことや、保護樹帯の設定等を提示
- 林業事業体等において自然条件等に応じた適切な手法を選択することで、生物多様性を確保することが可能であり、現場での工夫により実践している例も
- 国有林野事業においても、生物多様性への配慮の取組の一部を事例集として公表

木材生産と生物多様性保全の両立を
目指す「保持林業」の検証
（主伐時に一部の樹木を残した北海道有林の実験区）

水辺林周辺を保護樹帯として設定し、
伐採地に侵入した天然木を極力保残した様子
（東北森林管理局）

（ウ）生物多様性を高める林業経営の新たな収益機会

- 林業事業体等においては、生物多様性に貢献していることを対外的に訴求することで自らの価値を高められるとともに、生物多様性の確保に取り組む他業種の企業等との連携も含め、新たな収益機会を得られる可能性
- 森林由来のＪ-クレジットの創出の取組において、生物多様性の確保にも配慮し、付加価値の最大化を図る例もみられ、このような取組が広がることも期待
- また、里山林の整備に取り組み、二次的な自然を維持しつつ、多様な広葉樹資源を持続的に利用していくことで、スギ、ヒノキ等を中心とした用材生産とは異なる林業の可能性

＜事例＞　民間企業と協業した森づくり

- 造林・育林専門の会社GREEN FORESTERSは、ENEOSやKDDIなど民間企業と連携して造林未済地を含む伐採跡地の森林再生に取り組み
- 民間企業の資金提供を受け、渓畔域に落葉広葉樹を植栽するなどの生物多様性に配慮した森づくり。これを通じたクレジット創出等により、カーボンオフセットと生物多様性への貢献等を目指す

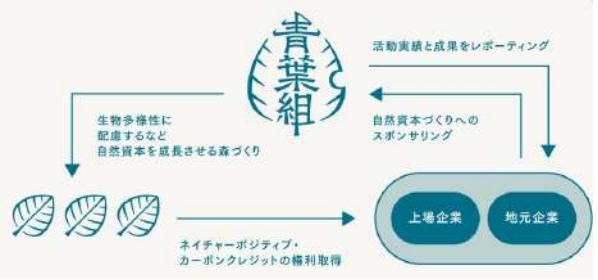

民間企業との協業・連携のスキーム

＜事例＞　ナラ枯れ被害対策を契機とした広葉樹材活用の取組

- 香川県は、高齢級の広葉樹林を対象に、ナラ枯れ被害予防のための伐採の実施と、広葉樹材の有効活用に取り組み
- 伐採予定の広葉樹林の「立木リスト」を作成し、川下の事業者に提供するなど、川上から川下までの事業者をつなぐ取組を実施し、広葉樹材が商品として流通

ナラ枯れ被害防止の
ための広葉樹の伐採

県産広葉樹を活用した家具
(写真提供：香川県家具商工業協同組合)

（エ）モニタリングと評価

- 生物多様性に貢献する林業経営の水準の向上を図るためには、森林施業等に関する活動目標を設定するとともに、モニタリングにより進捗を評価し、改善していくPDCAサイクルを回していくことも重要
- 評価結果を対外的に情報開示することで、外部資金の獲得や、木材の需要者とサプライチェーンで結び付くことも期待

（3）持続的な経営から生産される木材の利用に向けて

民間企業に持続可能な木材利用への配慮を求める動き。生物多様性の観点も含めて持続的な経営から生産される木材の利用が拡大することは、森林の生物多様性を更に高めることに貢献

民間企業に持続可能な木材利用への配慮を求める動き

- 民間企業においては、TNFD提言等の動きを受けて、自らの自然資本への依存度を評価した上で、企業活動に必要な原材料調達の際に生物多様性の保全や持続可能な木材利用への配慮が必要に
- 建築物等に木材を利用する事業者等においては、「気候変動」や「生物多様性」の課題への対応として、建築物の木質化や国産材の活用に取り組み、企業が情報開示する例もあり。企業における建築物等への木材利用の拡大により、木材利用への関心がさらに広がることも期待
- 林野庁では、2024年３月に「建築物への木材利用に係る評価ガイダンス」を作成・公表し、建築物に木材を利用する企業等が情報開示において木材利用の効果を評価し訴求する際の参考となる評価項目・評価方法を提示
- ガイダンスでは、評価項目としてデュー・デリジェンスの実施による「持続可能な木材の調達」を挙げており、評価方法として、合法性とともに森林の伐採後の更新の担保を確認できるものであることなどを提示

企業の「建物の木質化」等に関する情報開示例

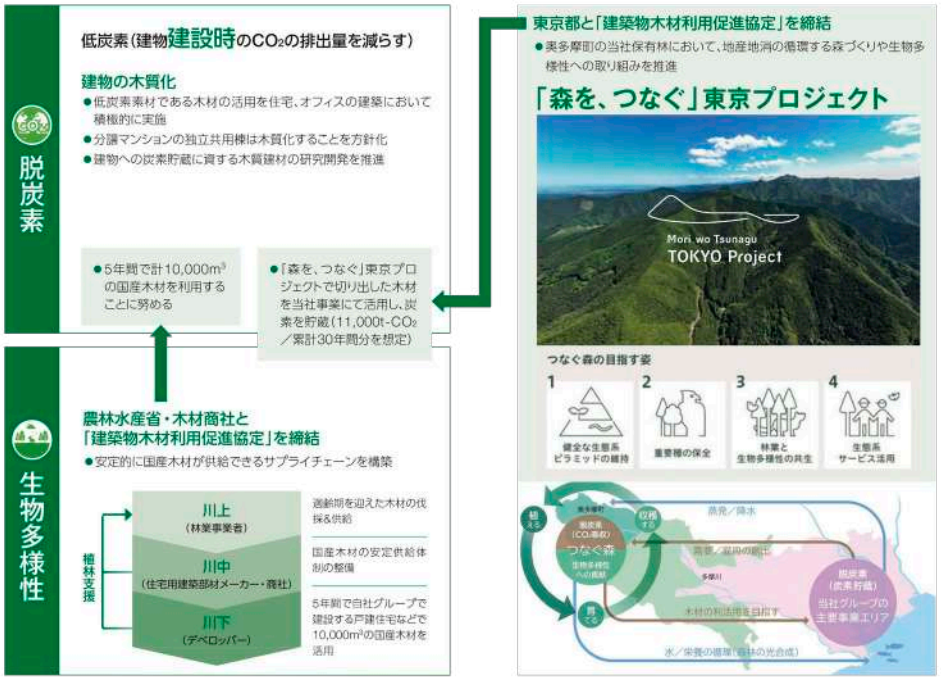

資料：野村不動産株式会社「統合レポート2024（マテリアリティごとの取り組み（気候変動と自然環境））」を一部改変。

持続可能な木材利用に向けて

- サプライチェーンの中で、生物多様性の観点も含めて持続的な経営が行われている森林から生産される木材を選択的に利用できることは、林業経営側・木材利用側の双方からみて重要
- 木材関連事業者が木材を調達する際に合法性を確認するための書類として、伐採造林届出書や森林経営計画の認定書等が位置付け。森林経営計画において生物多様性に関連する取組事項を示すことにより、流通過程でその情報を伝達していくことも木材の選択的利用を促す有効な手段
- 生物多様性の観点も含めて持続的な経営が行われている森林から生産される木材が、需要者に評価され、その利用が拡大していくことは、山元の利益の確保や伐採後の再造林等につながり得るものであり、我が国の森林の生物多様性を更に高めることに貢献

（4）森林・林業施策全体を通じた生物多様性の確保

生物多様性を高める林業経営と木材利用を通じて、我が国の森林を将来にわたり受け継いでいく

- 森林生態系から生み出される多岐にわたる恩恵が、絶えずもたらされてきたのは、森林資源を利用すると同時に造成してきた林業経営の営みがあったからこそ
- これらの恩恵を将来にわたり享受していくには、原生的な天然林などは引き続き保護・管理を行いつつ、生物多様性を確保する形で持続的な林業経営が行われること、そこから生産される木材を利用することが社会的にも評価され、木材を介した経済的な循環が促進されることで、更なる木材利用につながることが不可欠
- 今後も、森林・林業・木材産業関係者、木材需要者、消費者等の関係者が、森林の保続と生物多様性の重要性、林業経営の貢献について理解を深めることが重要。また、それに対する相互の責任を認識しながら、生物多様性を高める林業経営と、持続可能な木材利用の実践を通じて、我が国の森林を将来にわたり受け継いでいくことが必要